

環境部

1. 公害対策 [3-10]

(1) 公害関係苦情事務

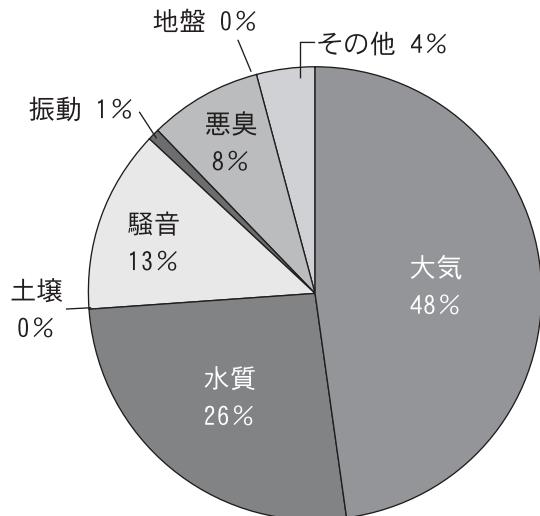
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、近隣住民同士のトラブルによるものが増加している。

<平成23年度公害苦情処理状況>

① 苦情処理件数

	23年 度	
	件	%
7 公 害	大 気	103 48
	水 質	57 26
	土 壤	0 0
	騒 音	28 13
	振 動	3 1
	悪 臭	18 8
	地 盤	0 0
そ の 他		8 4
合 計		217 100



② 被害の種類別件数

区 分	健 康	財 産	動・植物	感覚的・心理的	そ の 他	合 計
件 数	0	2	6	205	4	217

③ 発生源の用途地域別件数

	住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	市 街 化 調 整 区 域	そ の 他	合 计
苦 情 件 数	74	5	10	14	4	1	103	6	217

環境

(2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、以下の項目について測定を行っている。

① 水質測定

○河川水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川75地点で調査を実施

	調査回数	地 点 数		調査回数	地 点 数
旧 市 内	年4回	30地点	諸 富 町	年4回	5 地点
富 士 町	年4回	5 地点	久 保 田 町	年4回	10地点
三瀬 地 区	年4回	4 地点	川 副 町	年4回	10地点
大 和 町	年4回	4 地点	東 与 賀 町	年4回	7 地点
			合 計		75地点

○河川農薬調査（9ヶ所 年1回）

水田等の除草剤として用いられているチオベンカルブによる水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

○地下水汚染調査（5ヶ所 年1回）

揮発性有機化合物（VOC）である四塩化炭素、シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンの計6物質による地下水汚染を監視するため調査を実施

② 騒音・振動測定

○自動車騒音・振動調査（4ヶ所 年1回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動及び交通量調査の実施

○一般環境騒音調査（3ヶ所 年1回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

○苦情による騒音・振動測定調査（随時）

騒音・振動苦情の際、必要があれば実施

③ 二酸化窒素（NO₂）測定（5ヶ所 年6回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

④ 地盤・地下水位測定（1ヶ所 通年継続）

地盤沈下監視のため佐賀市民会館に観測井を設置し、測定を実施

(3) 各種届出

騒音規制法、振動規制法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出を受け付けている。

＜平成23年度届出件数＞

	騒 音	振 動
特 定 施 設 設 置 届	4件	3件
特 定 施 設 数 変 更 届	4件	4件
特定施設のその他の届	5件	4件
特 定 建 設 作 業 届	47件	21件
公害防止管理者等の届	4件	6件

環境

2. 環境衛生

(1) 衛生害虫（蚊）防除業務 [3-10]

佐賀大学医学部に「蚊に関する基礎研究」を委託し、「幼虫期（ボウフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との報告結果に基づき、昭和61年度から河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤（昆虫成長制御剤、脱皮阻害剤）を散布する方法に切り替えて実施している。

防除期間は4月から10月までで、10月は越冬蚊の防除を行っている。

平成23年度 蚊防除対策事業集計表

	河川の状況			薬剤使用量		調査回数 (延べ)	散布回数 (延べ)
		調査箇所	幼虫発生箇所	昆虫成長制御剤(kg)	脱皮阻害剤(kg)		
総計	実施	2,111	596	142	43	19,224	1,468
(内訳)							
通常防除	実施	1,965	518	120	0	17,883	1,192
特別班	実施	146	78	0	37	1,341	276
越冬蚊	実施	(336)	—	22	6	(905)	(298)

- ① 「通常防除」とは、4月から9月までの期間、佐賀市内（長崎自動車道以南）を対象とし、調査・散布を行う防除。
- ② 「特別班」とは、前年度特に多発した箇所並びに大きな河川を対象とし、動力噴霧器を使用し幼虫防除を行う。
- ③ 「越冬蚊」とは、今年度の「通常防除」で特に多量発生した箇所を対象とし、10月の1ヶ月間調査・散布を行う防除。河川の状況は通常・特別の一部。
- ④ 調査回数・散布回数は、防除開始から終了までの延べ回数。

◎昆虫成長制御剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤（スミラブ）

0.05～0.1 PPMの濃度で蚊の発生箇所へ手で直接河川に散布する。

汚染が少なく、魚毒性も非常に少なく、蚊に抵抗力がつきにくい。

◎脱皮阻害剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤（デミリン）

0.5～1.0PPMの濃度で蚊の発生箇所へ動力噴霧器にて直接河川に散布する。

汚染が少なく、魚毒性も非常に少なく、蚊に抵抗力がつきにくいが価格が高い。

(2) 狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育 3-10

① 犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（平成23年度）

新規登録数	狂犬病予防注射済数
881頭	8,248頭

※ 犬の登録数 12,254頭

(平成24年3月31日現在)

(注) 狂犬病予防法により犬の登録（生涯1回）及び年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

② 犬の登録手数料等（1頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済 票交付手数料	鑑札再交付 手数料	狂犬病予防注射済 票再交付手数料	※狂犬病予防注射料 (動物病院にて)
3,000円	550円	1,600円	340円	2,500円

③ 犬に関する苦情件数等（平成23年度）

苦情件数						
放し飼い	吠え声	咬傷事故	フンの放置	徘徊犬	その他	合計
45件	25件	4件	34件	42件	25件	175件

※平成20年10月1日より市による犬の引き取りは廃止。

※本庁および各支所分の合計

④ 犬のしつけ方教室

犬の飼い主が犬に対する正しい認識をもって飼育できるように犬のしつけ方教室を開催している。佐賀市役所前公園や各支所など市内各地で開催した。

○平成23年度実績

開催数	参加者数
10回	148名

⑤ 犬の適正飼育啓発イベント『ヒーマンと学ぼう！犬と一緒に生きるコツ』

犬の適正飼育及び動物愛護について啓発するため、愛犬家のヒーマン（ラジオパーソナリティー）と金川英樹先生（ドッグトレーナー）が犬のしつけ方を紹介するトークショー等を開催した。

開催日：平成24年3月17日（土）

会場：アバンセ多目的ホール

参加者：約90名

(3) その他の業務

○空き地・空き家適正管理推進事業

空き地・空き家が近隣の住民に対して何等かの危険或いは衛生的な害を与える可能性があるものについては、その所有者や管理者に対して、除草・清掃や老朽家屋の改善対策などを実施するよう、指導を行っている。更に、所有者や管理者自身による空き家の適正管理が早急に進展するよう、除草や消毒の依頼先としてシルバーハウスセンターを紹介したり、法律相談等の紹介や求

められる情報提供を行っている。

空き地・空き家に関する苦情は毎年多数寄せられるが、その大半は改善される。しかし、所有者が居所不明であったり、相続関係が複雑或いは相続でもめているなどで長期間解決されず放置されているケースもある。これらの場合でも関係機関の協力を得て、可能な限り改善のための指導を行っている。

平成23年度 空き地・空き家の苦情件数

空き地	57件	空き家	51件	合 計	108件	※本庁および各支所分の合計
-----	-----	-----	-----	-----	------	---------------

○路上喫煙防止対策事業

平成21年4月1日から佐賀市路上喫煙の防止に関する実施要綱を制定し、それにより佐賀駅周辺を路上喫煙禁止地区として指定した。

路上喫煙禁止地区の指定により、受動喫煙・タバコの火の危険性・タバコのポイ捨て等による環境悪化の対策として、関係部署と協力し、路上喫煙防止対策事業を行っている。

路上喫煙禁止地区内に喫煙スポットを3カ所設置し、歩きタバコ・タバコのポイ捨て防止を啓発している。

関係部署

実施主体：環境課・健康づくり課・市民活動推進課・循環型社会推進課

協力機関：JR佐賀駅・交通局・地域内自治会・西友・地域内ホテルなど

関 係 課：道路管理課・建築指導課・商業振興課・緑化推進課

○地域猫推進事業

地域猫活動とは、地域住民の方々が、野良猫の不妊・去勢手術、エサの管理、粪尿の清掃など、これ以上野良猫が増えないようにしたうえで適正な管理を行い、野良猫による被害のない住み良い街づくりを目指す活動である。

市では、平成21年度から「地域猫推進事業」を導入し、地域住民の合意のもとに自治会または3人以上のグループで活動に取り組む場合、不妊去勢手術の全部、または一部について助成を行っている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
平成21年度	10団体	139匹	139匹
平成22年度	7団体	149匹	288匹
平成23年度	8団体	147匹	435匹

○カラス対策事業

カラスによる繁殖期中（4月～7月）の威嚇攻撃から市民の安全を確保する対策として、平成22年度からヒナの捕獲や卵、巣の撤去を行っている。

平成23年度対応実績

雛の捕獲	巣の撤去	卵の回収
17羽	15箇所	1 個

3. 環境マネジメントシステムの普及 [3-11]

(1) 取り組みの理由

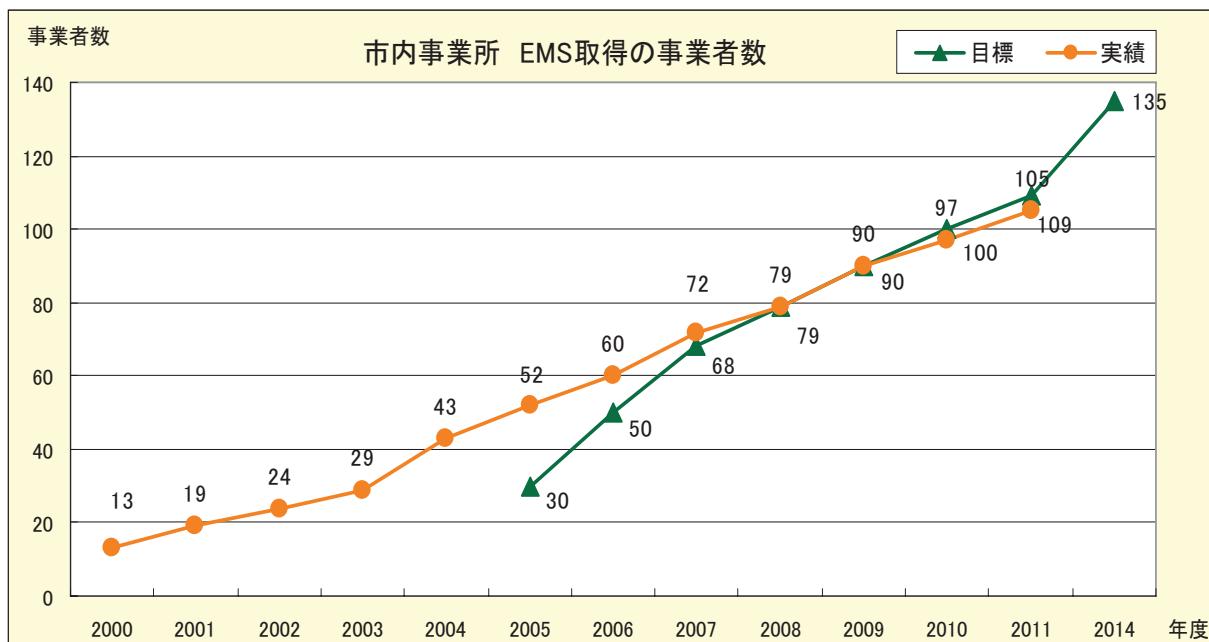
「ISO14001」や「エコアクション21（EA21）」等の環境マネジメントシステム（EMS）は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段です。本市では、市内企業へのEMS普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指します。市役所自身も、旧佐賀市にて平成14年3月1日にISO14001適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んできました。平成22年度からは、ISO14001をベースとした独自の環境マネジメントシステムを運用し、引き続き環境負荷低減に取り組んでいきます。

(2) 佐賀市環境マネジメントシステムの仕組み

ISO（国際標準化機構）が定めた環境管理の国際規格であるISO14001をベースに市役所が独自に構築した環境マネジメントシステムです。市役所では、まず市長が環境保全の将来方向（環境方針）を決め、各部局で重点目標及び具体的な取り組みを設定し、これを達成するために環境組織を作って実行します。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行います。

(3) 市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所は、平成23年度末時点で市内に105事業所あります。佐賀市では、市内事業所に対してエコアクション21を普及するため、エコアクション21の認証を初めて取得する市内の事業者に取得経費の一部を助成しています。平成23年度は3社が利用しました。



※エコアクション21とは、ISO14001規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水等への取組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

(4) 市役所自身の取り組み（平成23年度の結果・抜粋）

市役所では、平成21年度までは国際規格ISO14001に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用してきました。平成22年度からは独自システムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力しています。

平成23年度の取り組み実績（平成19年度との比較）については以下のとおりです。

温室効果ガス排出量の内訳

燃料の使用	○二酸化炭素	排出係数	実績(活動量)		温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)		
			平成19年度	平成23年度	平成19年度	平成23年度	増減(t-CO ₂)
ガソリン(㎘)	ガソリン(㎘)	2.32	209,228	184,389	485,409	427,782	△ 57.6
	灯油(㎘)	2.49	282,601	306,073	703,676	762,122	58.4
	軽油(㎘)	2.62	940,416	869,583	2,463,890	2,278,307	△ 185.6
	A重油(㎘)	2.71	792,941	599,654	2,148,870	1,625,062	△ 523.8
	LPGガス(kg)	3.00	266,968	227,182	800,904	681,546	△ 119.4
	都市ガス(m ³)	2.01	510,194	378,089	1,025,490	759,959	△ 265.5
電気の使用・本庁舎(kWh)		0.387(H19) 0.385(H22)	40,332,802	37,398,862	15,608,794	14,398,562	△ 1,210.2
○メタン							
自動車走行に伴う排出(km)		車種ごとの係数	5,772,443	5,433,885	1,805	1,697	△ 0.1
○一酸化二窒素							
自動車走行に伴う排出(km)		車種ごとの係数	5,772,443	5,433,885	44,370	41,720	△ 2.6
○ハイドロフルオロカーボン							
エアコン有の自動車(台)		0.015	394	445	7,683	8,678	1.0
					23,290,891	20,985,436	△ 2,305.5
温室効果ガス排出量の増減率							-9.9%

□対象施設：市役所本庁舎、支所庁舎（諸富・大和・富士・三瀬・川副・東与賀・久保田）、図書館、青少年センター、環境センター、下水浄化センター、衛生センター、交通局、水道局、富士大和温泉病院などの施設

4. 温暖化防止対策の推進 3-11

(1) 佐賀市地球温暖化対策地域推進計画の策定

平成9年に採択された「京都議定書」において、日本は2008年から2012年において温室効果ガス排出量を1990年比6%削減することを国際的に約束しました。

これに基づき、国や佐賀県が削減目標達成に向けて取り組みを進める中、佐賀市では平成22年3月に「佐賀市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガス排出量の削減への取り組みを進めることを目指しています。

○目標

佐賀市全域で発生する温室効果ガス総排出量を、2014年度までに1990年度比で6%削減します。

(2) 佐賀市地球温暖化対策実行計画の策定

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。平成9年12月に採択された京都議定書を受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務づけられています。

これに基づき、佐賀市では平成21年3月に「佐賀市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境への負荷の少ない、持続的に発展する循環型社会の構築を目指しています。

○目標

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量を、2014年度までに2007年度比で6%削減します。

(3) 省エネルギーの推進（平成23年度実績）

佐賀市では、「緑のカーテン普及事業」、「出前講座」等により、市民・事業者を対象とした省エネ行動の啓発活動を実施しています。また、長寿命で消費電力が少ない「LED照明」への切り替え等、省エネ設備の導入を推進しエネルギー消費量の削減を図っています。

① 第2回緑のカーテンコンテスト

緑のカーテンコンテストを実施し、天然の日よけ“緑のカーテン”的普及を進めました。個人部門・団体部門各6点、合計12点が入賞作品として選ばれました。

【応募数】個人部門：104点 団体部門：38点

② 出前講座実績

実施回数：21回 参加者数：413人

③ LED照明の普及推進

1) 家庭で白熱電球からLED電球に取り替える場合、補助金を支給しました。

【補助実績】2,176件

環境

2) 自治会がLED防犯灯を新設及び灯具交換する場合、助成金を支給しました。

【実績】新設93灯、交換438灯

(4) 省エネ設備等導入の推進

市内の中小規模事業者を対象に既存建築物に対する省エネルギー設備等の導入に必要な経費の一部を助成しました。

【補助実績】13件

(5) 市施設の省エネルギー推進の取り組み

市役所自身も省エネの取り組みや再生可能エネルギーの導入を進めています。

1) 小中学校の省エネ改修

校舎屋上の断熱防水工事を施設改修、改築時に南川副小学校・成章中学校において実施しました。

2) 小中学校の省エネ装置の設置

「デマンド監視装置」を平成22年度に24校に設置し、ピーク時の電力を他の時間帯に移行・停止することにより電力供給値を下げ、電力使用量の低減を図っています。設置24校で前年比114,651kWhの電力を低減しました。

3) 照明のLED化

- ・公園施設内で新設8基、老朽化のため交換する電灯8基をLED照明にしました。
- ・水道局施設の内外灯をLED化しました。
- ・市営住宅建替の際、共用部分の電灯をLED照明にしました。

【実績】1団地（嘉瀬団地）

4) 市役所の節電の取り組み

電力需要対策とともに節電に取り組み、夏季が前年比21.9%、冬季が前年比11.0%の削減となりました。

5) 市立図書館の省エネの取り組み

平成22年度に設置した太陽光発電システム、省エネ改修工事等により、省エネを進め、平成23年度の電気使用量を平成21年度比で約2割削減しました。

(4) 再生可能エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「再生可能エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっています。このため佐賀市では、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市内への再生可能エネルギーの普及を図っています。

① 太陽光発電システムの普及啓発（平成23年度実績）

1) 住宅用太陽光発電システム設置支援

市民が自ら住む戸建ての住宅に太陽光発電システムを設置する場合に補助金を支給しました。

【補助実績】303件

2) 自治公民館用太陽光発電システム設置支援

自治会が地域の自治公民館に太陽光発電システムを設置する場合に補助金を支給しました。

【補助実績】 5 件

② 佐賀市が導入している再生可能エネルギー

1) 廃棄物発電（平成15年3月導入）

佐賀市環境センターでは、ごみを燃やした熱を利用して廃棄物発電を行っており、発電した分だけCO₂排出量を削減しています。発電した電気は、環境センターや健康運動センターで消費し、余った電気は電力会社に売電しています。



環境センター



蒸気タービン発電機

2) 廃棄物熱利用（平成15年3月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されています。温水プールで必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかなっており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分CO₂排出量を削減しています。



健康運動センター



温水プール

3) BDF 製造装置（平成16年3月導入）

家庭から出る使用済みてんぷら油から、BDF（バイオディーゼルフューエル）という燃料を製造し、市のごみ収集車の自動車燃料として使用しています。



BDF スタンド



製造機

4) 太陽光発電の導入

- ・市立図書館 30kW (平成22年5月導入)
- ・南川副公民館 10kW (平成24年3月導入)



環境

5) 消化ガス発電（平成23年4月稼動）

下水浄化センターでは、下水処理の過程で発生する消化ガスを使って発電し、発電した電気で、施設で使用する電力を補っています。また、発電設備の余熱を利用した消化槽の加温を行い、熱効率の向上を図っています。



(5) 電気自動車の普及促進

佐賀市地球温暖化対策地域推進計画の一環として、佐賀市の公用車に4台の電気自動車を導入し、また温室効果ガス排出量の削減のため、電気自動車の普及促進を図っています。

佐賀市役所本庁東側駐車場の電気自動車専用カーポートに、太陽光発電パネルを載せた太陽光発電システムと、電気自動車を充電する普通充電設備を組み合わせた、電気自動車普通充電システムを設置しました。再生エネルギーを効率よく活用した充電設備を提示し、電気自動車と太陽光発電の普及促進を図ります。

電気自動車の航続距離を伸ばすための福岡と佐賀の間の中継地として、また、福岡県内や佐賀県内から「やまびこの湯」周辺への集客を促進するものとして、EV急速充電設備を「三瀬温泉やまびこの湯」に設置しました。

5. 自然環境保全活動の推進 [3-10]

(1) 希少動植物分布図

佐賀市の植生や生態系に関する情報を公共工事担当課と共有し、動植物の生育・生息環境保全に活用するため、「環境情報システム」（平成10年に整備した、環境に関する情報をデータベース化したシステム）に登録されていた情報を、平成19年度から全庁統合型の「佐賀市地理情報システム」内の地図「希少動植物分布図」に移行しました。

(2) 自然環境懇話会

佐賀市環境基本計画の推進において、自然環境に関する専門的な意見を反映させるため、動植物の専門家からなる佐賀市自然環境懇話会を設置しています。佐賀市自然環境懇話会委員は、次の事項についての検討と助言を行っています。

- (1) 自然環境の保全に関すること。
- (2) 自然環境の調査に関すること。
- (3) 自然環境に関する教育並びに啓発に関すること。
- (4) その他自然環境に関して必要と認められるもの。

◇自然環境懇話会委員（平成23年4月現在）

専門	氏名	役職
植物	井上 英幸	佐賀植物友の会顧問
陸生昆虫	野間口 真太郎	佐賀大学農学部教授
水生生物	中原 正登	巖木高等学校教諭 佐賀トンボ研究会副会長
鳥類	久我 浩人	佐賀北高等学校通信制教諭 佐賀野鳥の会事務局長

(3) 公共工事調整

公共工事予定箇所における自然環境保全のため、佐賀市自然環境懇話会委員と環境課、工事担当課との会議を年に2回開催し、動植物の生息環境にできる限り影響を与えない工法を選択するよう、調整を進めています。平成23年度は23件の工事の自然環境保全措置について検討を行いました。

公共工事調整の主な流れ

- ① 公共工事予定についての情報提供（各事業課）
- ② 調整が必要な事業の抽出（各事業課・環境課）
- ③ 自然環境懇話会での意見聴取（環境課・各事業課）

必要があれば自然環境懇話会委員により、工事予定箇所での自然環境調査を行う。

環境

④ 環境課所見の検討、連絡（環境課）

自然環境懇話会委員の意見及び調査結果を参考に環境課所見を検討し、結果を各事業担当課へ連絡する。

⑤ 実施内容の検討、実施（各事業課）

環境課所見を元に、対応可否や対応内容について各事業課にて検討、実施する。

⑥ 工事後、環境保全措置の内容を自然環境懇話会へ報告（各事業課・環境課）

(4) 生態系ネットワークの形成（白石原湿原）

佐賀市北部の久保泉町下和泉にある白石原湿原は、もとは農業用水として活用されていましたが、圃場整備事業による農業用水路の整備に伴い、水源としての価値は失われ、適切な維持管理がなされないまま放置されていました。そのためヨシ、マモコ、ハスが密生し、まばらなヨシ等の群落に産卵する習性を持つベッコウトンボ（絶滅危惧種）の個体数が激減したと考えられました。

そこでベッコウトンボの安定的な生息環境を整備し、ベッコウトンボをはじめとする多くの生きものの生息地を保全するとともに、広範囲にわたる生態系ネットワークの構築を促し、生態系の保全及びその構成種の多様性の確保を図ることを目的に、平成13年度に環境省・佐賀県の助成を受け、土砂浚渫、周辺林の整備、観察施設整備等を実施し生息環境の復元を行いました。

整備後環境が安定するのを待ち、平成15年10月からは再陸化が進行しない程度にため池内外の除草等の維持管理を実施しています。平成17年度からは地元任意団体「白石原トンボ生せい会」による維持管理も開始され、地域住民も愛着を持ちながら生物の生息環境の維持に参加しています。

名 称：白石原湿原 所在地：佐賀市久保泉町下和泉

面 積：約19,000m²

平 成 13 年 度	8月 佐賀県生物多様性保全事業費補助金交付決定
	10月 白石原湿原整備工事着工
平 成 14 年 度	7月 白石原湿原整備工事竣工
平 成 15 年 度	10月 業者委託による維持管理業務開始
平 成 17 年 度	4月 白石原トンボ生せい会へ維持管理業務の一部を委託開始

(5) 生物多様性地域戦略シンポジウムの開催

佐賀市は日本一の干潟を擁しています。その素晴らしい干潟の価値を再認識し、干潟の多様な生物の保全そして持続可能な利用を推進することが求められています。

この「日本一の干潟」そして「環境都市・さが」を全国に発信し、干潟を持つ全国の自治体と連携しながら「自然と共生する真に豊かな社会」を構築していくため、平成23年11月12日（土）に佐賀市東与賀文化ホールふれあい館で「生物多様性地域戦略シンポジウム」を開催しました。

【第1部】

○基調講演：『干潟の多様な生きものたち』 講師：佐藤正典（鹿児島大学理学部教授）

○干潟に生きる市民の発表

『干潟に関わって生きる一市民の視点から』 講師：江頭泰弘（NPO法人有明海再生機構）

【第2部】

○パネルディスカッション：『干潟の価値を再認識しよう』

・コーディネーター：荒牧軍治（佐賀大学名誉教授、さが水ものがたり館長）

・パネリスト：習志野市、名古屋市、八代市、荒尾市、鹿島市、佐賀市の6自治体

・アドバイザー：佐藤正典（鹿児島大学理学部教授）

○干潟環境を守る市民宣言

東与賀小学校の環境 I S O 担当児童のみなさんで環境を守る市民宣言を読み上げました。

【一般参加者 95名】

6. 「トンボ王国・さが」づくり事業 3-10-1

佐賀市は、網の目のように張り巡らされた河川やクリークを有する全国有数の“水の都”である。平成元年にふるさと創生事業に取り組むにあたって、豊かな水辺空間を愛する市民のシンボルとして「トンボ」を掲げ、豊かな水辺環境を積極的に活かした街づくりを、より一層推進していくため、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んでいる。

(1) トンボ教室

	月 日	内 容	場 所
第1回	5月8日 22名	開講式 金立公園・徐福長寿館周辺で、春のトンボとヤゴの観察	金立公園
第2回	6月5日 20名	雨のため長瀬自治公民館で、トンボの名前や生息環境等の勉強会	長瀬自治公民館
第3回	6月26日 18名	多布施川や周辺の水路にすむトンボや魚の観察会	多布施川河畔公園
第4回	7月17日 14名	富士町音無湿地のトンボ観察	富士町音無湿地
第5回	8月28日 13名	トンボ教室のまとめ	環境センター

(2) 第22回トンボ写真コンクール

公 募 期 間	6月～9月
審 査	平成23年10月2日（日）
応 募 総 数	236点（一般部門：216点、ジュニア部門：20点）
入 賞 作 品	29点
入賞作品展示	入賞作品のポスターを作成し、市内公民館等に掲示した。
トンボカレンダー	トンボ写真コンクールの入賞作品を掲載したトンボカレンダーを作製し、応募者への参加賞・賞品とする他、市内の幼稚園、小中学校及び公共施設等に配布している。（1,000部作製）